

北海道産業雇用創造協議会「産業雇用創造プロジェクトチーム」設置規約

第1章 総則

(趣旨)

第1条 北海道雇用創出推進会議設置要綱5(2)に規定するプロジェクトチームの設置に関し、必要な事項を定める。

(名称)

第2条 北海道産業雇用創造協議会「産業雇用創造プロジェクトチーム」(以下「プロジェクトチーム」という。)と称する。

(事務所)

第3条 プロジェクトチームは、主たる事務所を北海道札幌市中央区に置く。

2 プロジェクトチームは、第7条に規定する運営委員会の総意を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(事業)

第4条 プロジェクトチームは、北海道において、安定的かつ良質な雇用を創造するため、国からの助成による「戦略産業雇用創造プロジェクト」(以下「プロジェクト」という。)を実施する。

第2章 会員等

(会員)

第5条 プロジェクトチームは、経済団体、企業、金融機関、行政機関等を会員とし構成する。

2 会員は、所定の会費を納入するものとする。

3 会員の入会は代表の承認を必要とする。

(賛助会員)

第6条 プロジェクトチームの趣旨に賛同し、プロジェクトに参加・協力する企業、団体等を賛助会員とする。

2 賛助会員は所定の賛助会費を納入するものとする。

3 賛助会員の入会は代表の承認を必要とする。

第3章 運営委員会

(構成)

第7条 運営委員会は、次の役職により構成し、代表が任命する。

(1) 委員長

(2) 委員

(3) 監事

第8条 委員長及び委員は、会員及び北海道とする。

2 監事は、はプロジェクトを直接には実施しない第三者機関とする。

(顧問及びオブザーバー)

第9条 プロジェクトチームの目的の達成のため、顧問及びオブザーバーを置くことができる。

2 顧問及びオブザーバーは代表が委嘱する。

(権能)

第10条 運営委員会は、次の事項を行う。

(1) プロジェクトの事業実施計画・予算案の策定

(2) プロジェクトの実施・運営管理に係る事項の決定

(3) その他プロジェクトの実施に必要な事項の決定

(開催)

第11条 運営委員会は、委員長が必要と認める場合に随時開催する。

(議長及び議決)

第12条 議長は、委員長が務める。

2 運営委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4章 事業部会

(事業部会)

第13条 プロジェクトの各事業の実施及び管理を行うため、事業部会を置く。

2 事業部会は、運営委員会の委員及びプロジェクトの各事業の関係者をもって構成する。

第5章 会計等

(会計)

第14条 プロジェクトチームに係る経費は、会費、賛助会費、負担金、その他の収入をもって充てる。

2 プロジェクトチームの会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

3 プロジェクトチームの会計に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(事業実施計画及び予算)

第15条 プロジェクトの事業実施計画及びこれに伴う予算に関する書類は、委員長が作成し、運営委員会において、承認を得なければならない。

(事業実施報告及び決算)

第16条 プロジェクトの事業実施報告及び決算は、委員長が事業報告書として作成し、監事の監査を受け、運営委員会において、承認を得なければならない。

(書類の保存)

第17条 当該事業に係る書類は、当該事業終了後5年間保存とする。

第6章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第18条 この規約は、運営委員会において出席者の3分の2以上の議決を得なければ変更することができない。

(解散)

第19条 プロジェクトチームは、運営委員会において出席者の3分の2以上の議決又は国の助成期間終了をもって解散することができる。

2 解散時にプロジェクトチームにおいて有する事業報告書、各種会計書類等の文書及び当該事業の実施に係る責任並びに補償に関する事項については、北海道が、当該事業終了後5年経過する間、引継ぐものとする。

(残余財産の処分)

第20条 プロジェクトチームの解散のときに有する残余財産は、国と協議のうえ、運営委員会において、出席者の3分の2以上の議決を得て、処分方法について決定するものとする。

第7章 プロジェクト事務局

(設置等)

第21条 運営委員会の下にプロジェクトチームの事務を処理するため、プロジェクト事務局（以下「事務局」という。）を置く。

2 事務局には、事務局長及び事務局次長並びに会計事務責任者を置く。

3 事務局長及び事務局次長並びに会計事務責任者は、委員長が任命する。

4 事務局に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

第8章 補足

(必要事項)

第22条 この規約に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成25年8月5日から施行する。
この規約は、平成25年10月29日から施行する。
この規約は、平成26年10月16日から施行する。
この規約は、平成27年1月23日から施行する。
この規約は、平成27年4月1日から施行する。
この規約は、平成27年4月3日から施行する。
この規約は、平成27年5月19日から施行する。
この規約は、平成27年7月24日から施行する。

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

この規約は、平成28年4月13日から施行する。

この規約は、平成28年6月7日から施行する。

この規約は、平成28年6月27日から施行する。

この規約は、平成28年7月15日から施行する。

この規約は、平成28年8月29日から施行する。

この規約は、平成28年11月14日から施行する。

この規約は、平成29年4月18日から施行する。

この規約は、平成29年6月13日から施行する。

2 運営委員会の委員長、委員、監事、オブザーバーは、別紙のとおりとする。

3 第14条2項の規定に関わらず、平成25年度の会計年度の始期は平成25年8月5日とする。

(別紙)

北海道産業雇用創造協議会「産業雇用創造プロジェクトチーム」運営委員会名簿

役 職		企業・団体・機関等名	
委員長		北海道経済部労働政策局長	
委員	(団体)	北海道経済連合会	
		一般社団法人北海道商工会議所連合会	
		一般社団法人北海道貿易物産振興会	
	(企業)	キャリアバンク株式会社	
		サッポロビール株式会社	
		北海道国際ビジネスセンター	
		北海道マーケティング総研株式会社	
		北海道物流開発株式会社	
		サイアム高島屋株式会社	
		株式会社北洋銀行	
	(金融機関)	株式会社北海道銀行	
		株式会社北陸銀行	
		株式会社日本政策投資銀行	
		株式会社みずほ銀行	
		株式会社三菱東京UFJ銀行	
		株式会社りそな銀行	
		札幌信用金庫	
		渡島信用金庫	
		釧路信用金庫	
		大地みらい信用金庫	
		(道)	北海道信用農業協同組合連合会
			北海道経済部食関連産業室
			北海道経済部経済企画局国際経済室
			北海道経済部産業振興局産業振興課
	北海道経済部産業振興局科学技術振興室		
	北海道総合政策部国際局国際課		
	監 事		北海道職業能力開発協会
		一般社団法人北海道信用金庫協会	
オブザーバー		日本労働組合総連合会北海道連合会	
		北海道経済産業局	
		北海道労働局	
		北海道市長会	
		北海道町村会	
		株式会社地域経済活性化支援機構	